

佐八酒消組監第27号
令和元年11月28日

佐倉市八街市酒々井町消防組合
管理者 西田三十五様

佐倉市八街市酒々井町消防組合
監査委員 越川芳勝
監査委員 川島邦彦

令和元年度佐倉市八街市酒々井町消防組合定期監査結果報告書
の提出について

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第2項及び
第4項の規定により、令和元年度佐倉市八街市酒々井町消防組合の定期監査
を執行したのでその結果報告書を同条第9項の規定により、別紙のとおり提
出します。

令和元年度佐倉市八街市酒々井町消防組合定期監査結果報告書

第1 定期監査の対象所属

消防本部総務課及び予防課

第2 定期監査の対象期間

平成31年4月1日から令和元年9月30日まで

第3 定期監査の実施日

令和元年11月26日（火）

第4 定期監査の実施場所

佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部

第5 定期監査の方法

定期監査資料として、帳票、帳簿及び書類等の提出を求め、予算及び事務事業の執行が計画的かつ効率的に行われているか、その手続きは適切か、会計処理は法令等に従っているか等の審査を行いました。

内容聴取については、それぞれの所属の所管事務事業の執行状況等について質疑応答の方法で行いました。

第6 定期監査の結果

1 予算の執行状況

予算の執行状況は、適正であると認められました。

2 事務事業の執行状況

主な事務事業の執行は、適正であると認められました。

3 事務の処理状況

事務の処理状況は、おおむね良好であると認められました。

4 留意及び改善を要する事項

提出された書類等の検査及び内容聴取した結果、各課の事務事業が適正に行われていることが確認でき、予算の執行並びに各事業の執行についても例月出納検査を実施していることから適正に処理されていました。今後も引き続き適正かつ効率的な事業運営及び予算執行をお願いします。

また、各課における現状の課題等について、それぞれ各課及び各関係機関等と連携を図り、実施時期を逸しないよう計画的に対応されることの要望と、人材育成や適正な職員配置を図り、事務業務並びに消防力の向上に向けた対応をされることを希望します。

なお、消防組合職員の安全管理並びに健康管理に留意され、また消防としての知識や技術に対する更なる育成等を行い、地域住民の安心安全のため尽力されるようお願いします。